

宇個審答申第31号  
令和4年10月19日

宇治市長 松村 淳子 様

宇治市個人情報保護審議会  
会長 檜垣 伸次

收容情報通知制度における個人情報の取扱いについて（答申）

令和4年6月7日付け、3宇福生第2083号により諮問のありました「收容情報通知制度における個人情報の取扱いについて」について、下記のとおり答申します。

記

- 1 本件諮問は、宇治市福祉事務所（以下「宇治市」という。）及び京都府警察が、生活保護法（昭和25年法律第144号）に基づき保護している者（同法に基づき保護していると認められる者及び「生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について」（昭和29年5月8日付け社初第382号各都道府県知事宛て厚生省社会局長通知）により同法に基づく生活保護に準じた保護を受けている外国人を含む。以下「被保護者」という。）又は被保護者と認められる者が逮捕等による身柄拘束を受け、引き続き勾留決定（執行）等となった場合に、その事実を京都府警察から宇治市に対して通知することにより、同法による「保護」と刑事收容施設及び被收容者等の処遇に関する法律（平成17年法律第50号）に定める「処遇」との「二重の保護」を速やかに解消するため、生活保護制度の適正運用の推進を目的とした連携を行う協定書を締結し、京都府警察から提供される收容情報を宇治市が収集することに関するものである。

本来、宇治市は速やかに被保護者が收容された情報を把握し、当該情報に基づき生活保護の変更措置を行う必要があるが、速やかに当該情報を把握する手段がない。

そのため、二重の保護の状態が発生し、遡及して生活保護費の返還を求める手続きを取らざるを得ない。收容情報を収集することは、生活保護制度の適正な運用につながるものである。

一方、收容情報通知制度により取得される情報自体は、元々生活保護法第29条に基づく行政照会によっても取得が予定されている情報であることから、この情報が通知されたからといって本人の権利利益を不当に侵害するとはいえない。また、被保護者ではない第三者の情報が提供されうる点につき、その場で被保護者の該当性を判断し、被保護者ではないことが判明した場合には直ちに情報を消去する措置がとられるため、当該第三者の権利利益を不当に侵害するものではない。

以上から、收容情報通知制度の導入には、一定の公益性があり、相当の理由があ

ると認められるため、下表を例外類型事項として追加することは妥当であると認められる。

ただし、個人情報保護の原則への配慮やその例外を認める場合に必要とされる慎重さが不足することのないよう、留意することが必要である。

それゆえ、個人情報保護審議会は、答申に当たり、実施機関に対して、意見として以下の事項を申し述べる。

- (1) 当該事業の個人情報の収集運用について3年以内に検証を行い、その結果に基づいて見直しを含む必要な措置を講じられたい。
- (2) 運用状況、検証結果及び取られた措置について、当審議会に報告をされたい。
- (3) 個人情報の保護に関する法律の一部が改正され、令和5年4月1日から施行されることから、実施機関においては、当該事業の実施時期について慎重に検討をされたい。

なお、委員による反対意見がある。

- 2 諮問のあった個人情報の収集については、当該事業を実施するうえで欠くことができないものであると認められるため、下表を収集禁止の例外類型事項23として追加することは妥当であると認められる。

整理番号	事務の類型	収集が適当であると認める理由
社会的差別の原因となるおそれのある個人情報		
23	生活保護に関する適正な決定・実施を行うにあたって、收容情報通知制度に基づき、京都府警察から必要な個人情報を収集すること。	被保護者または被保護者と認められる者が收容された場合に、生活保護法に基づく保護と刑事收容施設及び被收容者等の処遇に関する法律に基づく処遇との二重の保護の状態が生じることから、この状態を速やかに解消するため、京都府警察から被保護者に関する情報を収集する必要がある。

- 3 諮問のあった個人情報の収集については、当該事業の実施に当たり、本人以外のものから収集することについて相当の理由があると認められるため、下表を本人以外からの収集禁止の例外類型事項24として追加することは妥当であると認められる。

整理番号	事務の類型	本人以外からの収集が適当であると認める理由
24	生活保護に関する適正な決定・実施を行うにあたって、收容情報通知制度に基づき、京都府警察から必要な個人情報を収集すること。	被保護者または被保護者と認められる者が收容された場合に、生活保護法に基づく保護と刑事收容施設及び被收容者等の処遇に関する法律に基づく処遇との二重の保護の状態が生じる。この状態を速やかに解消するための

		<p>個人情報を収集するにあたり、本人からの連絡を受けることや本人からの同意を得ることが困難なため、京都府警察から被保護者に関する情報を収集する必要がある。</p>
--	--	--

4 委員による反対意見は以下のとおりである。

宇治市個人情報保護条例第5条第2項は実施機関による個人情報の収集に関し、適正・公正な手段による実施機関の利用目的達成のための最小限の範囲内で行うことの義務を定めている。さらに、同条第3項は社会的差別の原因のおそれのある個人情報の取扱いには特に配慮を要することからこれらの個人情報の収集を原則禁止としているところ、被保護者が勾留等の決定により執行を受けているという事実は個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）においても本人に対する不当な差別・偏見その他の不利益が生じないように特に配慮を要する個人情報（要配慮個人情報）とされており、かような国法の規定及び条例の条項の趣旨に鑑みると、実施機関が行政照会（生活保護法第29条）の手続によって、警察に対して被保護者の収容情報を求めることができるのは条例第5条第4項第1号の「法令等に基づく」例外であり、要綱で新たな例外手段を設けることは条例第5条第2項の認めるところではないと解する。もとより警察においては捜査対象者が被保護者であるか否かについての調査又は当該本人に対しての事実確認は警察の職責である捜査の目的の外であるため行うことができず、このため本諮問の収容情報通知制度によって実施機関が京都府警察から提供を受ける情報には被保護者以外の者の収容情報が含まれることも制度運営上当然の前提となっている。したがって、本諮問の収容情報通知制度による情報収集は、条例第5条第3項第3号の「個人情報を取り扱う事務の性質上当該個人情報が欠くことができないものであると認められるとき」には該当しえないと考える。

また、警察から被保護者の収容情報を収集する方法には前述のとおり法令の例外規定が存在するため、本諮問の収容情報通知制度による収集は条例第5条第4項第5号の「本人以外のものから収集することが業務の遂行上やむを得ない場合」にあらず、仮に二重保護状況の軽減の目的から被保護者の情報については「本人以外のものから収集することについて相当の理由がある場合」に該当しうるとしても、被保護者ではない「本人」の情報については本人の同意もないまま特に配慮を要する個人情報が当該本人の知らないところで取り扱われること自体が不当な権利侵害であり、これを前提とする本諮問の収容情報通知制度は個人情報保護制度の趣旨に反するものといえるため、「収集によって本人の権利利益を不当に侵害するおそれがない」場合にはあたらないと考える。

実施機関においては、二重の保護の状態が極力生じないよう、被保護者への訪問及び連絡の頻度を増やすなど生活実態の把握に努め、当該事業の代替措置を講じていただきたい。